

高浜原発老朽化等政府交渉質問書

1. 熊本・大分での地震について

地震の震源が別府・島原地溝帯ー中央構造線及び日奈久断層帯に沿って移動している。地震が発生した断層の延長線上に伊方原発と川内原発が立地している。阿蘇山の火山活動との関係も懸念される。多くの住民が不安を感じており、停止を求める申し入れが続いている。川内原発は直ちに運転を停止すべきではないか。運転を停止して、徹底した検査を行うべきではないか。伊方原発と玄海原発についても再稼働の手続きを中断すべきではないか。

2. 40年超えの高浜原発1・2号の照射誘起型応力腐食割れ（IASCC）対策について

IASCC（中性子照射のもとでの応力腐食割れ）によるバッファフォーマボルトの損傷は、目視確認や少なくともこれまでの超音波探傷検査では確認できないため、炉心の健全性が確保できないおそれがある。

- (1) 超音波探傷検査においてすべての傷を確実に発見できるとはかぎらないと思われるが、傷の存在を見逃す可能性について、どのように考慮されるのか。
- (2) 関西電力は、高浜2号炉については、超音波探傷検査をこれまでに半周しか実施しておらず、対称性から残りの検査は不要との判断を示していたが、あまりに乱暴ではないか。
- (3) 関西電力によると、高浜1・2号炉において、過去の定期検査時に超音波探傷検査を実施し、優位な欠陥がないことを確認しているとあるが、いずれもいまから20年以上も前の運転開始から20年前後の時期であり、中性子照射量などからしても、現状保全としては参考にならないのではないか。
- (4) 関西電力は、高経年化の現状保全として、目視確認を実施し、超音波探傷検査の実施を検討するとしている。
 - ① 目視確認、超音波探傷試験、あるいは解析による予測だけで損傷の確認ができるのか。今回の特別点検では目視確認だけを実施したのか。
 - ② このような状況で運転期間延長の認可を下すことはできないと思われるがどうか。
- (5) 原子力規制庁が提出した高浜1号炉のIASCCについて、炉心支持構造部の可視範囲概要を示す資料（「運転期間延長認可申請 質問事項」のIASCC11に関する関電の回答・資料1）が全面白塗りでさっぱりわからないものになっているが、この資料の内容と白塗りの理由について説明されたい。

3. 高浜原発1・2号機の炉内構造物の耐震評価について

3月23日付原子力規制庁文書「原子力発電所の新規性基準適合性審査の状況について」における「高浜発電所1・2号炉の耐震評価手法における一次冷却材ループの設計用減衰定数の適用性確認」において、「工事計画認可の審査においては、工事計画に示された減衰定数を基に設計する設備が技術基準に適合することを確認する」「工事完了後の実機（高浜発電所1・2号炉）を対象とした加振試験を実施し、減衰定数を確認することを明記することを要求」「使用前検査においては、必要な工事实施後、実機（高浜発電所1・2号炉）を対象に加振試験を実施して取得した

データにより、工事計画における減衰定数を確認する」としている。

- (1) これは、減衰定数3%を確認する試験が実施されない状況で、減衰定数3%を前提とした工事計画認可を出してしまうということか。先に工事認可を行う理由は何か。運転延長認可の期限に間に合わせるために、関西電力に便宜を図ったのではないか。
- (2) 3月23日の原子力規制委員会定例会合の場で、規制庁から、このような前例はあるとの発言があったが、どのような前例があるのか。
- (3) 減衰定数3%を確認する試験が実施されない状況で、減衰定数3%を前提とした工事計画を認可するのは、「耐震設計に係る工認審査ガイド」4.4.1(4)②の規定に違反するのではないか。このような認可は無効ではないか。
- (4) 3月23日の原子力規制委員会定例会合の場で、規制庁から、法的には問題ないことを法務担当者に確認したとの発言があったが、確認内容について明らかにされたい。
- (5) 試験が未実施の状況で、減衰定数3%を前提とした劣化を想定した耐震評価に基づき、運転期間延長の認可を行った場合、40年ルール of 逸脱であり、原子炉等規制法4条3の32の第1項（運転することができる期間は…四十年とする）、第2項（その満了に際し…認可を受けて、一回に限り延長することができる）及び第5項（延長する期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会が定める基準に適合していると認めるときに限り認可をすることができる）や実用炉規則104条等に違反するのではないか。
- (6) 美浜原発3号機の加振試験では、大振動のデータは得られず、小・中振動も、関電が設定した判定基準が2.99%であったのに対し試験結果は3%であったという。これで減衰定数3%が確認できたといえるのか。

4. 免震重要棟について

九電は、免震重要棟を建設することを前提に設置変更を許可したが期日を守らないだけでなく、免震でなく耐震構造の対策所を建設するという変更申請を営業運転入り後に提出した。このように、電力会社が再稼働に入る前に実行を約束した「宿題」は守るべきではないのか。

5. 「基準地震動及び耐震質問事項設計方針に係る審査ガイド」の3.2.3(2)について

この審査ガイドは、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」で13回に渡って検討されてきているが、平成25年6月6日の最終回で確認されたはずの内容が、6月19日の規制委員会にかけられた案では変更されている。すなわち3.2.3(2)項において、「その不確かさ」が「経験式が有するばらつき」に変わっている。この変更は積極的で重要な意味をもつと思うので、以下の点を質問する。

- (1) このような変更がなされた経緯と理由を明らかにされたい。
- (2) その経緯と理由が分かる記録を明らかにされたい。